

改 正 索		現 行
目次	目次	
第一章 第七章 (略) 第八章 監督 (第九十二条の二 第九十七条の三) 第九章 (略) 附則 (共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止) 第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、 <u>行政庁</u> の承認を受けた場合は、この限りでない。 削る)	第一章 第七章 (略) 第八章 監督 (第九十二条の二 第九十七条の四) 第九章 (略) 附則 (共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止) 第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、 <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けた場合は、この限りでない。	
2 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る取扱の承認の申請は、当該都道府県の知事と連絡して行わなければならぬ。	2 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る取扱の承認の申請は、当該都道府県の知事と連絡して行わなければならぬ。	
(資産運用の方法等) 第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、 <u>行政庁</u> の承認を受けたときは、この限りでない。 削る)	(資産運用の方法等) 第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、 <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けたときは、この限りでない。 2 第五十条の四第一項の規定は、前項の承認の申請に適用する。	
(所管行政庁) 第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を超える組合については厚生労働大臣、その他の組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。 削る)	(所管行政庁) 第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を超える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事とする。	
(事務の区分) 第九十七条の三 第五十条の四第一項(第五十条の十四第一項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定委託が該当する。	(事務の区分) 第九十七条の四 (略)	
2 (略) 第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、会員又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。 一七 (略) 八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四の規定に違反したときは、 九・四十五 (略) 2・3 (略)	2 (略) 第一百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、会員又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。 一七 (略) 八 第二十六条の三第一項、第二十六条の四、第五十条の二、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第一項の規定に違反したときは、 九・四十五 (略) 2・3 (略)	

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十二年大蔵省・法務省・厚生省・農林省令第一号）（抄）

(修改部分は改正版)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 隆盛（第二百四十八条～第二百五十四条）</p> <p>第十章 稽則（第二百五十五条～第二百五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（組合の定款の変更の認可を要しない事項）</p> <p>第一百五十九条 法第四十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主たる事務所の所在地の変更（行政令の規定を除むるものに限る。）又は從たる事務所の所在地の変更 二 國際法令の改正（各項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わなきものに限る。）に伴う規定の整理 <p>（資金運用等の承認の申請）</p> <p>第一百六十六条 法第五十条の四ただし書に規定する承認を受けたうどするときは、申請書に次の書類を添付して、これを行政庁に提出するものとし</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 隆盛（第二百四十八条～第二百五十五条）</p> <p>第十章 稽則（第二百五十六条～第二百五十八条）</p> <p>附則</p> <p>（組合の定款の変更の認可を要しない事項）</p> <p>第一百五十九条 法第四十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主たる事務所又は從たる事務所の所在地の変更 二 國際法令の改正（各項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わなきものに限る。）に伴う規定の整理 <p>（資金運用等の承認の申請）</p> <p>第一百六十六条 法第五十条の四第一項ただし書に規定する承認を受けたうどするときは、申請書に次の書類を添付して、これを地方厚生局長（知</p>

より行うものとする。

一〇六（略）

（長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法）

第一百一条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任非流動的事業を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて非流動性に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一〇十一（略）

2（略）

3 長期共済事業組合の財産であつて非流動性に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該区分に応じる組合として当該各号の資産の合計額は、当該組合の非流動性に属する資産の総額に対して、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならぬ。

4 一〇四（略）

（略）

又は賃貸が1年以上の継続厚生園の賃貸区域にわたる場合にあつては、厚生労働大臣（第二百三条において同じ。）に認めたうどにより行うものとする。

一〇六（略）

（長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法）

第二百一条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任非流動的事業を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて非流動性に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一〇十一（略）

2（略）

3 長期共済事業組合の財産であつて共流動性に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該区分に応じる組合として、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共流動性に属する資産の総額に対して、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならぬ。

4 一〇四（略）

（略）

(定期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)	
第二百二条 長期共済事業組合以外の組合（以下「」）に於いて「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。	第二百二条 長期共済事業組合以外の組合（以下「」）に於いて「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第十一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
一 一十三（略）	一 一十三（略）
2 毎期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる資産の区分にせし、それぞれ当該各号に定める割合として当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対して第一号に掲げる資産にあつては同時に定める割合を乗じて得た額以上、第二号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならぬ。	2 毎期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第十一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる資産の区分にせし、それぞれ当該各号に定める割合として当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対して第一号に掲げる資産にあつては同時に定める割合を乗じて得た額以上、第二号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならぬ。
3 （略）	一 一五（略）
(資産運用の承認申請等)	
第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを行政庁に提出するものとしなり得るものとする。	第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四第十一項ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを地方厚生局長に提出するものとする。
2 行政庁は、前項の組合に対して、定款、規約、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることとする。	2 地方厚生局長は、前項の組合に対して、定款、規約、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることとする。
3 （略）	三 （略）
(前記)	
四 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
五 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
六 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
七 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
八 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
九 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
十 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
十一 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	
十二 業務執行並びにこれらの附属明細書その他必要な書類の提出を求めることが得るものとする。	

- 十三 法第五十三条の四第一項及び第三項に規定する権限
- 十四 法第五十二条の五に規定する権限
- 十五 法第五十三条の十第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）第六十一条第一項に規定する権限
- 十六 法第五十三条の十三第一項に規定する権限
- 十七 法第五十三条の十七第一項（法第五十三条の十九第一項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 十八 法第五十七条第一項に規定する権限
- 十九 法第五十七条第一項（法第五十二条第三項及び第六十九条第二項に準じて準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十 法第五十八条（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十一 法第五十九条第一項及び第三項（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十二 法第六十二条第一項に規定する権限
- 二十三 法第六十四条第一項に規定する権限
- 二十四 法第六十九条第一項に規定する権限
- 二十五 法第八十九条第一項に規定する権限
- 二十六 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限

- 二十七 法第九十二条の二第一項及び第二項に規定する権限
- 二十八 法第九十三条に規定する権限
- 二十九 法第九十三条の二に規定する権限
- 三十 法第九十三条の三第一項及び第二項に規定する権限
- 三十一 法第九十四条第一項から第五項までに規定する権限
- 三十二 法第九十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限
- 三十三 法第九十五条に規定する権限
- 三十四 法第九十六条第一項に規定する権限
- 三十五 法第九十六条の二に規定する権限

第十章 総 則

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第一百五十五条（略）

（電磁的記録の権利を有する特則）

第一百五十六条（略）

（書面の文分を示す証票及び証明書）

第一百五十七条（略）

第十章 総 則

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第一百五十六条（略）

（電磁的記録の権利を有する特則）

第一百五十七条（略）

（書面の文分を示す証票及び証明書）

第一百五十八条（略）